令和８年（フ）第６０号
兵庫県宍粟市山崎町葛根353番地１、前住所兵庫県芦屋市涼風町25番12号
債務者　森木　彩夏（旧姓西村）
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第６１号
兵庫県たつの市揖西町小神1551　桑の実園、住民票上の住所兵庫県たつの市御津町釜屋103番地１　元治アパート　１号室
債務者　岸本　　勝
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第６３号
兵庫県宍粟市一宮町安積344番地８
債務者　塩垣　涼子
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第８４号
岩手県陸前高田市気仙町字愛宕下321番地市営住宅今泉団地2104号
債務者　菅野あきみ
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第１２９号
富山県砺波市深江一丁目226番地　セントラルハイツ千田208号
債務者　河井　未憂（旧姓小笠原）
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２６１号
石川県野々市市堀内５丁目297番地　セントラルハイム605号
債務者　勢藤佐知子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７０号
石川県金沢市十一屋町16番24号　コーポ林Ａ15号
債務者　谷　　至
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７６号
金沢市松村７丁目32番地１　ラインハウス302号
債務者　佐藤　光馬
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６９号
長野県岡谷市堀ノ内一丁目18番９号
債務者　平野　成人
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第１２２号
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲徳積581番地
債務者　河村　広美
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１８４号
静岡県富士市中柏原新田115番地の１　レオネクストカアム102号
債務者　素川　直樹
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１９３号
静岡県富士市今泉２丁目９番20号、前住所静岡県富士宮市万野原新田2872番地の５　サニーコート万野Ａ―101
債務者　田中　慎哉
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２０９号
静岡県富士宮市大岩920番地の３　ルミエールⅡ302号
債務者　遠藤　智恵子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２８６号
徳島県小松島市中田町字浜田23番地の19（ベルハウス中田110号室）
債務者　林田　恵佑
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１５号
愛媛県松山市星岡４丁目７番10号
債務者　阿部　麻紀
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６２号
愛媛県今治市桜井乙32番地413
債務者　武内　雅実
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第８４号
福岡県飯塚市上三緒221番地８
債務者　渡邊美惠子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部